

## 第3節

# 日米安全保障体制の信頼性向上のための諸施策

日米安保体制については、その実効性を確保し、信頼性を向上させるために不断の努力が必要とされる。本節

では、前節で言及した以外の諸施策について説明する。

### 1 日米政策協議

#### 1 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、「2+2」会合、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）、防衛協力小委員会（SDC）  
Security Subcommittee      Subcommittee for Defense Cooperation  
 など防衛・外務などの関係者によって各種のレベルで緊

密に行われている。これら協議の枠組みは図表Ⅲ-2-3-1のとおりである。

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜実施しており、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議を行っている。

図表Ⅲ-2-3-1 安全保障問題に関する日米両政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会（SCC） Security Consultative Committee （「2+2」会合）	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 （注1）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	安保条約第4条などを根拠とし、昭和35年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議（SSC） Security Subcommittee	参加者は一定していない （注2）	参加者は一定していない （注2）	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	安保条約第4条など
防衛協力小委員会（SDC） Subcommittee for Defense Cooperation （注3）	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 （注4）	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	昭和51年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 （原則として隔週開催）	外務省北米局長 防衛施設庁長官 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

（注） 1 平成2年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。  
 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。  
 3 平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。  
 4 平成9年9月23日防衛庁運用局長（当時）が加えられた。

また、防衛省の実務レベルにおいても、日米安保体制の下、米国防省などとの間で随時協議を実施し、必要な情報の交換などを行っており、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、これらの機会は一層重要になってきている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間において情報と認識を共有していくことは、日米間の一層の連携強化・緊密化を通じて日米安保体制の信頼性の向上に資するものであり、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

## 2 日米政策協議の実績

05（平成17）年以降の日米政策協議（閣僚級）の実績は、図表Ⅲ-2-3-2のとおりであり、本年4月30日には、米国ワシントンにおいて久間防衛大臣とゲイツ国防長官の間で防衛相会談が行われたほか、翌5月1日には、久間防衛大臣、ゲイツ国防長官および麻生外務大臣、ライス国務長官との間で「2+2」会合が開かれ、「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する共同発表文が公表された。

参照 > 資料41 (P421)

また、閣僚レベルのみならず、日米の実務者レベルにおいても随時協議を行っている。

### (1) 日米防衛相会談（本年4月30日）

久間防衛大臣とゲイツ国防長官の間で行われた会談の概要は、次のとおりである。

#### ア 在日米軍再編

- 在日米軍再編が、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠である米軍の安定的なプレゼンス確保を目的として日米間で合意されたものとの共通の認識の下、昨年5月の「ロードマップ」の各再編案をパッケージとして日米合意どおり着実に実施していくことが、同盟関係の信頼性の維持・向上にとって重要であるとの点で一致
- このような観点から、普天間飛行場の移設・返還、在沖米海兵隊のグアム移転および嘉手納以南の土地返

還に関する進捗状況について意見交換を行い、「ロードマップ」に従って早急に実現していくとの認識で一致

#### イ 秘密保全

海上自衛隊における情報持ち出し事案の全容解明と再発防止、日米防衛協力関係を強化していく上で、情報共有は重要な基礎であり、これをさらに進めるためには共有情報の保全が不可欠であることなどについて意見交換。また、今後、日米双方で情報保全の強化を図っていくことで一致

#### ウ F-X

F-4後継機（いわゆる「F-X」）に関し、米国製の調査対象機種に関する情報提供などについて、可能な協力を求めたのに対し、米側からは、日本が果たすべき役割・任務・能力について日米間で協議しながら、米側としても可能な範囲で協力を行っていききたい旨回答があった。

#### エ BMD分野における日米協力

昨年11月の日米首脳会談において両首脳から出された指示を受け、BMD分野における協力強化について確認。特に、日米両国によるBMD関連装備の順次配備を評価するとともに、情報共有など運用協力の面での協力強化を図っていくことで意見が一致

#### オ イラク復興支援活動

本年1月米国が発表した新たなイラク政策について、イラクの安定化と復興に向けた米国政策の新しい決意を示したものと評価し、成果を強く期待。また、自衛隊によるイラク復興支援活動を継続していくため、イラク特措法改正案の成立に全力を尽くす旨発言。米側からは、イラク復興支援への協力に対する感謝が示された。

#### カ テロとの闘い

インド洋における海自艦艇の活動について、本年4月24日に基本計画を半年間延長したことに対し、米側より、これまでの自衛隊による支援に感謝が示された。

キ 役割・任務・能力

日米間の協力の実効性を確保するため、役割・任務・能力の検討を継続し、その内容を深化させていくとの認識で一致

図表Ⅲ-2-3-2 日米協議（閣僚級）の実績（2005年以降）

年月日	会議／場所	出席者	概要・成果など
05. 2.19	日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／ワシントン	大野防衛庁長官 町村外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮情勢についての認識の共有、核問題の平和的解決を目指すとの基本方針の確認</li> <li>・ミサイル防衛について、実効的なシステム運営に向けて両国が情報面などの協力を深化することで同意</li> <li>・国際社会の取組の中で日米協力を深化させることの重要性を認識</li> <li>・在日米軍の兵力構成の見直し協議をさらに加速することに合意</li> </ul>
05. 6. 4	日米防衛首脳会談 ／シンガポール	大野防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊と米軍の役割・任務・能力や在日米軍の兵力構成に関する今後の日米協議などについて意見交換</li> <li>・米側から、イラク、インド洋における自衛隊の活動に対する謝意</li> <li>・中国の国防費に関する透明性の問題について意見交換</li> </ul>
05.10.29	日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／ワシントン	大野防衛庁長官 町村外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イラクやテロとの闘いなどのグローバルな安全保障協力、中国や北朝鮮などの地域情勢などについて意見交換</li> <li>・これまでの日米同盟の将来に関する日米協議の成果として「日米同盟：未来のための変革と再編」のとりまとめ</li> </ul>
06. 1.17	日米防衛首脳会談 ／ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米安保体制の意義と重要性、米軍再編を成功させるための作業の加速について認識の一致</li> <li>・額賀長官より、新しい日米同盟のあり方について今後議論していく旨発言</li> <li>・イラク人道復興支援や在日米軍人などによる事件について意見交換</li> </ul>
06. 4.23	日米防衛首脳会談 ／ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在沖米海兵隊のグアムへの移転経費などについて協議</li> </ul>
06. 5. 1	日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／ワシントン	額賀防衛庁長官 麻生外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米同盟の重要性およびイラクの復興・民主化、テロとの闘いにおける国際協力の重要性の確認</li> <li>・米側から、自衛隊の派遣などの日本の支援に対する謝意</li> <li>・イランの核問題、北朝鮮情勢、中国情勢などについての意見交換</li> <li>・兵力態勢の再編に関する最終とりまとめ。「再編実施のための日米のロードマップ」と題する文書の公表</li> </ul>
06. 5. 3	日米防衛首脳会談 ／ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終とりまとめをみた再編の今後の具体的進め方などについて意見交換</li> </ul>
06. 6. 4	日米防衛首脳会談 ／シンガポール	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米軍再編に関する最終とりまとめが両国にとって重要な意義があったことなどを確認</li> </ul>
07. 4.30	日米防衛相会談 ／ワシントン	久間防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各再編案の着実な実施、情報保全、BMD分野の情報共有など運用面の協力強化、役割・任務・能力の継続検討などについて、意見が一致</li> </ul>
07. 5. 1	日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／ワシントン	久間防衛大臣 麻生外務大臣 ゲイツ国防長官 ライス国務長官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・06年5月のロードマップに従った米軍再編の着実な実施を確認</li> <li>・BMD協力の強化、特に情報協力、運用協力の強化を確認</li> <li>・あらゆる種類の米国の軍事力に基づく、日本の防衛に対する米国のコミットメントに変わりないことを再確認</li> <li>・「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する文書の公表</li> </ul>

## (2) 日米安全保障協議委員会（「2+2」）（本年5月1日）

日米の4閣僚による会合の概要は、次のとおりである。

### ア 在日米軍の再編

- 昨年5月の「ロードマップ」について、この1年の作業の進捗および日米合意に従った着実な実施の重要性を確認
- 各論について、日本側より概要以下のとおり発言し、米側もこれらに同意
  - ・ 普天間飛行場の移設・返還：キャンプ・シュワブ沖の現況調査を開始。日米間の合意の実現に向けて、地元の理解も得ながら着実に実施していきたい。
  - ・ 嘉手納以南の施設・区域の統合：早期に作成できるよう、引き続き作業を進めていきたい。
  - ・ 在沖海兵隊のグアム移転：14（平成26）年の完了に向け、引き続き日米で協力して確実に進めていきたい。
- 日本側より、米軍再編特措法案の国会への提出などについて説明
- 横田飛行場の軍民共同使用の可能性について、引き続きスタディ・グループでの作業を進めていくことで意見が一致

### イ 日米弾道ミサイル防衛（BMD）協力

- 昨年11月の日米首脳会談における両国首脳からの具体的検討の指示を受け、これまでのBMD協力の進捗および今後の協力の方向性について議論
- BMDに関連する日本の防衛力整備が進んでいることを高く評価。今後ともBMDに係る情報協力、運用協力を迅速に進めること、特に情報共有面においては、BMD以外の分野も含めて情報共有ロードマップの策定を進めることなどについて意見交換

### ウ 米国の拡大抑止

- 日本側より、北朝鮮による弾道ミサイル発射および核実験の実施、中国の人工衛星破壊実験の実施など、依然として不確実・不透明な状況が続く中、わが国お

よび地域の平和と安定の基礎は引き続き日米安保体制に基づく抑止力であり、抑止に係るコミットメントは適時に、一点の曇りもなく確認されることが重要である旨発言。今回文書の中でもこの点が明記されたことを歓迎

- 米側より、あらゆる種類の米国の軍事力に基づく、日本の防衛に対する米国のコミットメントに変わりがないことを改めて再確認したい旨発言
- また、この関連で、来年夏に予定されている空母交替を円滑に実現するためにも、地元の安全安心対策を含め、引き続き日米で協力していくことを確認

### エ 役割・任務・能力

今後、自衛隊と米軍との協力関係の実効性を確保していくためには、役割・任務・能力の検討を引き続き深化させること、特に計画検討作業をさらに進展させることの重要性について、意見交換

### オ 情報協力

日米協力を一層推進する観点から、秘密保護・情報管理の必要性は十分認識しており、日本政府全体としてカウンター・インテリジェンスの分野を含めしっかり取り組んでいくこと、情報共有および情報協力は重要な基礎であり、情報共有をさらに進めるためには情報保全が不可欠であること、引き続き、この点でも日米間で緊密に協力していくことについて意見交換

### カ 地域情勢

- 北朝鮮：核問題について、北朝鮮が一日も早く2月に合意した「初期段階の措置」を実施する必要がある、今後とも日米間で緊密に連携していくことで一致
- 中国：軍事力の透明性を高めることが重要。これまでも透明性向上を求めてきたが、さらに促していく必要がある、引き続き日米で協力していくことなどについて意見交換

### キ 日米豪協力

日米両国と基本的価値および利益を共有するパートナー



一とのさらなる協力強化が重要であり、特に、アジア大洋州地域にある豪との間では、安全保障・防衛分野を含め具体的に協力を進めていくことで意見が一致

## ク その他

- 在日米軍駐留に関連する経費負担（HNS）：HNSが  
Host Nation Support  
日米安保体制において果たしている重要性や日米の厳しい財政状況などについて意見交換
- 地位協定の運用改善：日本側より、在日米軍と地元との良好な関係構築は重要であり、災害時対応のため、米軍施設・区域の使用手続に日米間で合意したことは有意義である、引き続き日米地位協定の運用改善に努めたい旨発言



儀仗を受ける久間防衛大臣とゲイツ国防長官  
(本年4月)

## 2 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

### 1 「日米防衛協力のための指針」

冷戦後の安全保障環境の変化を受けて発表された、96（平成8）年の日米安全保障共同宣言においては、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力の一つとして、「日米防衛協力のための指針」<sup>1</sup>の見直しがあげられた。これを踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信頼性のさらなる向上を図るため、78（昭和53）年の策定から約20年ぶりに「日米防衛協力のための指針」（前指針）を見直し、97（平成9）年、「2+2」会合において、新たな「日米防衛協力のための指針」（「指針」）が了承された。その概要は、次のとおりである。

#### (1) 「指針」の目的

「指針」は、平素から並びにわが国に対する武力攻撃および周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

#### (2) 「指針」において定められた協力事項

##### ア 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛およびより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換および政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動および人道的な国際救援活動、共同作戦計画および相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築などさまざまな分野での協力を充実する。

##### イ わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、両国政府は次のような協力をを行う。

- ① わが国に対する武力攻撃に際しては、自衛隊は主として防勢作戦<sup>2</sup>を行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を行う。

1) 78（昭和53）年に作成された前指針。日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

2) 敵の攻勢に対し、その企画の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

- ② 自衛隊と米軍は、整合性を保ちつつ、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行い、航空侵攻対処、わが国周辺海域の防衛、着上陸侵攻対処などそれぞれの作戦構想により対処する。
- ③ 自衛隊は、ゲリラや特殊部隊による攻撃など不正規型の攻撃を、極力早期に阻止・排除するための作戦を主体的に実施する。その際、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。自衛隊と米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(図表Ⅲ-2-33 参照)

ウ 周辺事態に際しての協力

日米両国政府は、周辺事態<sup>3)</sup>が発生することのないよ

う、外交を含めあらゆる努力を払う。周辺事態における協力の対象となる機能・分野および協力項目例は、図表Ⅲ-2-34のとおりである。

(3) 「指針」の下での日米共同の取組

「指針」の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、「平素」、「わが国に対する武力攻撃」、「周辺事態」という安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、さまざまなレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整および作戦・活動分野の調整のため、以下の二つのメカニズムを構築する。

図表Ⅲ-2-3-3 わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦など	自衛隊の活動	米軍の活動
わが国に対する航空侵攻に対処するための作戦	○防空のための作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国周辺海域の防衛および海上交通の保護のための作戦	○わが国の重要な港湾および海峡の防備、わが国周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国に対する着上陸侵攻に対処するための作戦	○わが国に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	○主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施 { その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援 }
その他の脅威への対応	ゲリラ・コマンドウ攻撃などわが国の領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃	○事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル攻撃	○攻撃に対応するため密接に協力し調整 ○わが国に対し必要な情報を提供 ○必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮

3) そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう。(周辺事態安全確保法第1条)

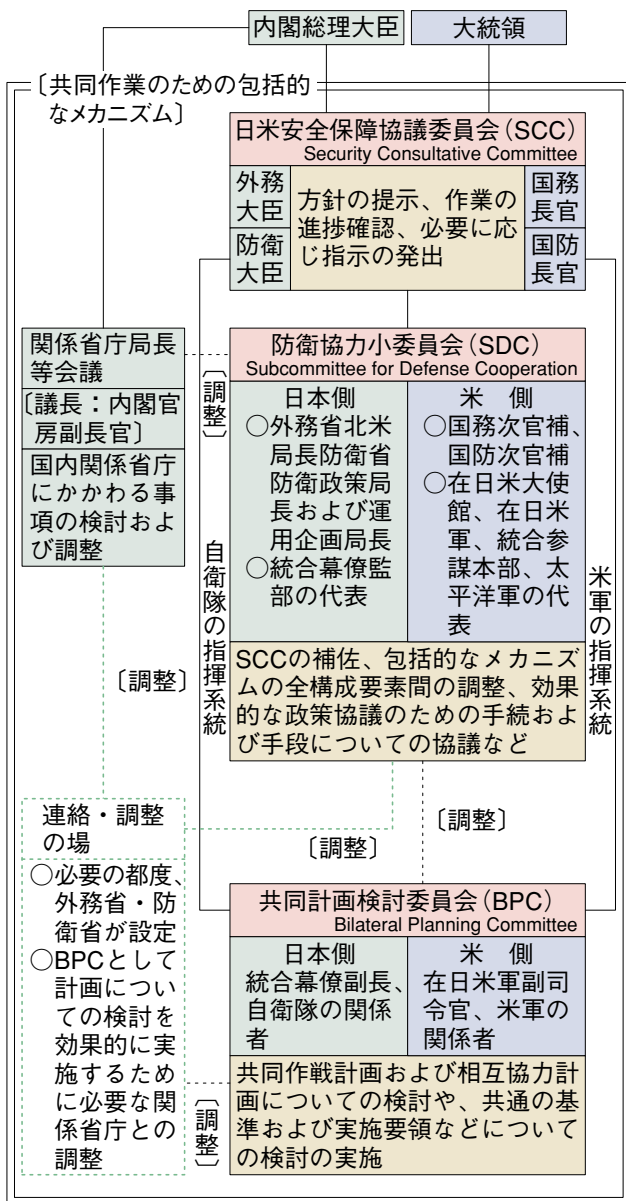
図表Ⅲ-2-3-4 周辺事態における協力の対象となる機能および分野並びに協力項目例

機能および分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力の活動	救援活動および避難民への対応のための措置	○被災地への人員および補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信および輸送 ○避難民の救援および輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	○日本領域および日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	○情報の交換並びに非戦闘員との連絡および非戦闘員の集結・輸送 ○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用 ○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理および検疫 ○日本国内における一時的な宿泊、輸送および衛生にかかわる非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査およびこのような検査に関連する活動 ○情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	○補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用 ○自衛隊施設および民間空港・港湾における米国による人員および物資の積卸しに必要な場所および保管施設の確保 ○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設および民間空港・港湾の運用時間の延長 ○米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ○訓練・演習区域の提供 ○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設	
	後方地域支援	補給	○自衛隊施設および民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）および燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域内に対する物資（武器・弾薬を除く。）および燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両・クレーンの使用
		整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供
		衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品および衛生機具の提供
		警備	○米軍施設・区域の警備 ○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ○日本国内の輸送経路上の警備 ○情報の交換
		通信	○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保および器材の提供
		その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設および民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など ○米軍施設・区域従業員の一時的増員
運用面における日米協力	警戒監視	○情報の交換	
	機雷除去	○日本領域および日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換	
	海・空域調整	○日本領域および周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ○日本領域および周囲の空域における航空交通管制並びに空域調整	

ア 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」の下での日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画と相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。(図表Ⅲ-2-3-5 参照)

図表Ⅲ-2-3-5 包括的なメカニズムの構成

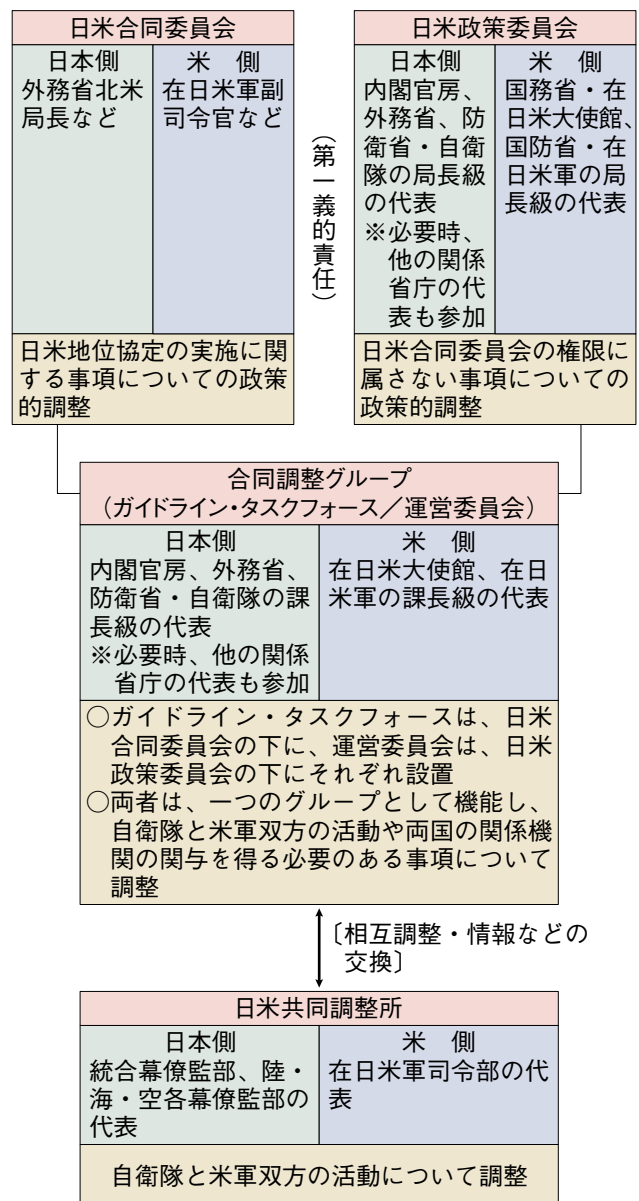


イ 調整メカニズム

00(同12)年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

(図表Ⅲ-2-3-6 参照)

図表Ⅲ-2-3-6 調整メカニズムの構成





## 2 「指針」の実効性を確保するための諸施策

### (1) 「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するため、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、平素から「指針」における共同作戦計画および相互協力計画についての検討を含む日米間の共同作業を政府全体として協力して進めることが必要である。

周辺事態における日米協力との観点から、周辺事態安全確保法、船舶検査活動法などの法制整備がなされている。

また、武力攻撃事態等における協力との観点からは、有事法制整備の一環として、米軍の行動の円滑化のための措置が講じられている。

### (2) 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置、その実施の手続などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応して、わが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様、手続などを定めている。その概要は、次のとおりである。

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援<sup>4</sup>、後方地域搜索救助活動または船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、その措置を行うことおよび対応措置に関する基本計画の案について閣議決定を求めなければならない。また、対応措置の実施については、国会の事前承認、緊急時は事後承認を得なければならない。

防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項（実施区域の指定など）を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域搜索救助活動および船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる<sup>5</sup>。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更、対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

### (3) 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安全保障条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。（周辺事態安全確保法第3条）

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

### (4) 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域においてわが国が行う搜索・救助活動（救助した者の輸送を含む。）である。（周辺事態安全確保法第3条）

戦闘参加者以外の遭難者についても救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、この外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことができる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

### (5) 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦など<sup>6</sup>を除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動および必要に応じ船舶

4) 後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められるわが国周辺の公海（領海の基線から200カイリ（約370km）までの水域である排他的経済水域を含む。）およびその上空の範囲をいう。

5) 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

6) 軍艦および各国政府が所有しまたは運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの

の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。この活動は、国連安保理決議に基づいて、または旗国<sup>7</sup>の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海（排他的経済水域<sup>8</sup>を含む。）において行われる。（船舶検査活動法第2条）



船舶検査活動の訓練にて、  
船長（右）に質問中の海自検査隊員

### 3 日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量<sup>1</sup>の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ（相互運用性）を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領を平素

から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。たとえば、本年2月、統幕、陸・海・空自衛隊などから約1,350名が参加して行われた日米



リムパックに参加する海自と米軍の艦艇（昨年7月）



日米共同訓練中の陸自隊員（左）と米軍人  
（本年3月）

2-7) 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

8) 「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第1条  
<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08H0074.html>>参照

3-1) 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など

共同統合演習（指揮所演習）においては、わが国に対する武力攻撃や周辺事態が発生した場合における陸・海・空自衛隊間や自衛隊・米軍間の連携・調整要領について

訓練を実施し、共同統合運用能力の維持・向上を図った。

参照 > 資料43 (P428)

## 4 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)

日米物品役務相互提供協定<sup>1</sup>は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている<sup>2</sup>。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練などから、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態などのさまざまな状況における協用に適用される。

(図表Ⅲ-2-3-7 参照)

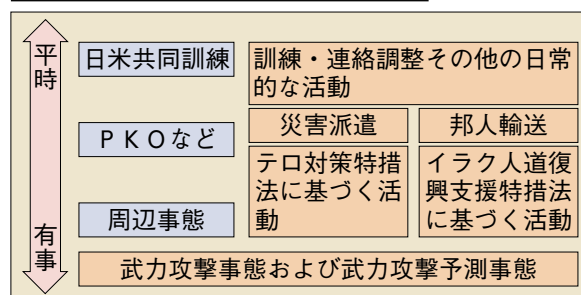
図表Ⅲ-2-3-7

### 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)

#### 物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現場において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

#### 日米物品役務相互提供協定の適用範囲



■ は、04年の改正で追加

## 5 装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約において、それぞれの防衛能力の維持、発展のために相互に協力するとしている。また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」は、装備、資材、役務その他の援助を日米相互に供与することを規定するなど両国間の相互協力の枠組みを定めている。わが国としても、こうした相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に

進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとし、83（昭和58）年、「対米武器技術供与取極<sup>1</sup>」を締結した。またこれに代えて昨年6月、「対米武器・武器技術供与取極<sup>2</sup>」が日米政府間で締結された。

参照 > Ⅱ部2章2節5 (P112)

4-1) 正式名称は「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」

2) 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務および弾薬（武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ）である。（武器の提供は含まれない。）

5-1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」

2) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文」



これらの枠組みの下、携行地对空誘導弾（SAM）関連技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術研究<sup>Surface to Air Missile</sup>に関連する武器技術など17件の武器・武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議（S&TF）<sup>Systems and Technology Forum</sup>などで協議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトについて日米共同研究・開発などを行っている。92（平成

4）年以降、共同プロジェクトに関する政府間取極<sup>とりきめ</sup>を締結してこれまで15件の共同研究などを行っており、内9件は既にプロジェクトを終了している。日米間での装備・技術協力は、両国にとって、インターオペラビリティの向上や、研究開発コストとリスクの低減などの意義があり、日米両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

（図表Ⅲ-23-8 参照）

図表Ⅲ-2-3-8 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトドケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置および座席安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）のミサイルの4つの主要構成部品（赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコーン）に関する研究	1999年8月	継続中
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機（P-X）と米海軍の将来多用途海上航空機（MMA）の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年3月	2006年9月
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	2007年3月
先進船体材料・構造技術	先進材料および構造技術の適用による、ステルス性および残存性を向上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年4月	継続中
艦載型対空レーダー	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイレーダー技術に関する研究	2006年4月	継続中
艦載型戦闘指揮システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用することによって、情報処理能力を向上させる研究	2006年4月	継続中
新弾道ミサイル防衛用誘導弾	既存の弾道ミサイル脅威対処能力の向上および高性能、多様化する弾道ミサイルに対処可能とする将来の艦載型の新弾道ミサイル防衛用誘導弾の開発	2006年6月	継続中



## 6 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対する米国の深いコミットメントの意思表示でもある。在日米軍は、さまざまな形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行い、日米安保体制の信頼性の向上を図ることとしている。

### 1 在日米軍の駐留にかかわる経費の負担など

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、日米地位協定の範囲内で、あるいは特別協定<sup>1</sup>に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛省においては、在日米軍駐留経費負担として、①在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費<sup>2</sup>、②在日米軍従業員の労務費、③在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、④日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費（訓練移転費）の負担を行っている。

また、01（平成13）年度から05（同17）年度までを対象とした特別協定（前協定）に替わる新たな特別協定が昨年4月に発効した。本協定では、在日米軍再編の進展の結果を見極めることが困難であるとの特殊な事情を踏まえ、対象期間を従来の5年間ではなく、さらに暫定的な2年間としつつ、労務費、光熱水料などおよび訓練移転費の3種類の経費について、前協定の負担の枠組みお

よびその水準を維持した。一方で、提供施設整備費については、わが国の厳しい財政事情にかんがみ、より一層の節減に努め、これにより、在日米軍駐留経費負担を全体として抑制した。なお、今後の在日米軍駐留経費負担のあり方については、厳しい財政事情にも十分配慮し、昨年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針）において、「在日米軍駐留経費負担の所要の見直し」が掲げられていることも踏まえ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するため、在日米軍駐留経費負担について適切に対応していくこととなる。

（図表Ⅲ-2-3-9 参照）

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米軍施設・区域の提供に必要な経費（施設の借料など）の負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの整備のための措置、在日米軍従業員の離職対策などを行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金<sup>3</sup>などを交付している。

（図表Ⅲ-2-3-10 参照）

### 2 在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法<sup>4</sup>により、使用権原<sup>5</sup>を取得することとしている。

また、政府は、日米安全保障条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域

1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

2) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効果的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設（隊舎、家族住宅など）については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの（ショッピングセンターなど）の新規採択を控える。

3) 総務省が交付

4) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

5) 権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因

図表Ⅲ-2-3-9 在日米軍駐留経費負担の概要

提供施設整備費	○昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	○昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超える給与を日本側が負担	地位協定の範囲内
	○昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定(昭和62年度)
	○平成3年度から、基本給などを日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限労働者数の範囲内で全額を負担。)	特別協定(平成3年度)
光熱水料など	○平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担。)	特別協定(平成3年度)
	○平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定(平成13年度)
訓練移転費	○平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定(平成8年度)

に関する諸施策を推進してきた。

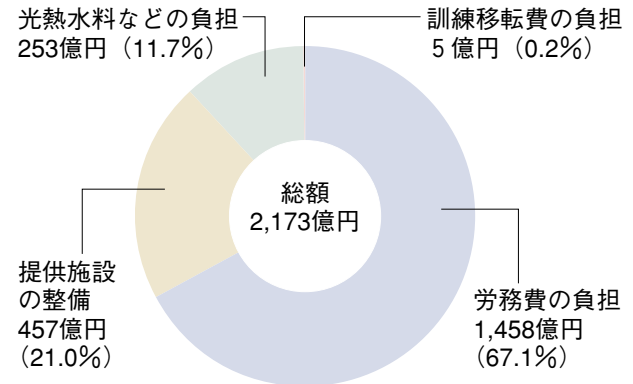
参照 > 2節6 (P255)

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域においては、米軍人などによる事件・事故<sup>6)</sup>の発生が地域住民に影響を与えている。

政府としては、米軍に対して兵員の教育、綱紀粛正などその再発防止策について実効ある措置を講ずるよう求

図表Ⅲ-2-3-10

在日米軍駐留経費負担の現状 (平成19年度予算)



※負担総額は対前年度比：6.6%減

(注) ( ) 内は構成比

め、再発防止策に協力していくとともに、こうした事件・事故による被害に対しては、迅速かつ適切な補償が行われるよう措置している。

### 3 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全などへの取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題について、00(同12)年9月、「2+2」会合において、日米両国政府は、在日米軍施設・区域にかかわる環境保護が重要であるとの認識の下、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」<sup>7)</sup>を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準<sup>8)</sup>(JEGS)の定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について関係省庁が連携して取り組んでいる。また、昨年5月の「2+2」会合においても、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善の重要性について日米間で確認した。

また、昨年9月以降、日米双方の関係者が参加し、08

6) 防衛施設庁で知り得た件数は、平成18年度は1,549件であり、その約9割は交通事故である。この件数は、平成15年度以降は減少している。

7) ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の4項目からなる。

8) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱と保管方法などを定めている。

(同20)年に予定されている米原子力空母への交替を念頭に、原子力空母に関する防災・安全対策についての実

務者協議に取り組んでおり、防災訓練シナリオおよび相互支援協定などに関する協議を行っている。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&A

### 米太平洋軍司令部連絡官として勤務する隊員の声

米太平洋軍司令部連絡官

1等陸佐

やまだ まさみ  
山田雅巳

米太平洋軍司令部に統合幕僚監部から連絡官として派遣されている山田1等陸佐に、任地の状況や勤務の様子を聞きました。

アロハ！

ハワイは、総面積が四国より少し小さい8つの島に約124万人が住み、青い海と空に囲まれパラダイスと呼ばれる、多くの日本人が訪れるところです。

オアフ島には米統合軍の中で最大の地域（地球の約50%、アメリカ西岸からアフリカ東岸の43か国）を担当する米太平洋軍司令部および隷下の米太平洋陸軍司令部・米太平洋艦隊司令部・米太平洋空軍司令部・米太平洋海兵隊司令部などが位置し、軍の使用している土地がオアフ島の約22%を占めます。また、ハワイ州には軍人・軍属とその家族約9万3,000人が居住しており、軍と深い関係を有しています。そして、統合幕僚監部から米太平洋軍司令部



ハワイの米陸軍部隊を研修中の山田1等陸佐（左）

に、海上幕僚監部から米太平洋艦隊司令部に、航空幕僚監部から米太平洋空軍司令部に連絡官、また航空自衛隊から米太平洋空軍司令部に交換幹部の計4名の自衛官が派遣されています。

米太平洋軍司令部連絡官の業務は、統合幕僚監部と米太平洋軍司令部との連絡・調整、統合幕僚監部からの訪問者の調整・支援などです。米軍は、インターネットが充実し、業務は主に電子メールで実施するため、直接会って調整するという機会が少ないのですが、連絡・調整を円滑に実施するためには人間関係が重要であり、行事などへの参加を含め機会を求めて多くの人と会うように努めています。また、一人で勤務しているため、病気やけがのないよう健康管理と安全管理に留意しています。

本年1月、国際平和協力活動等が本来任務化されましたが、04（平成16）年のインド洋津波など災害発生時の対応に関する連絡・調整も、重要な業務です。昨年10月には、ハワイ島沖地震が発生、オアフ島では電気・水道が止まり、テレビが映らない状況でしたが、電話が使用できたので、ラジオで被害情報を収集、米太平洋軍の対応を確認し速やかに統合幕僚監部へ連絡しました。

昨年3月の統合運用体制への移行に伴い、統合幕僚監部と米太平洋軍司令部との連携が益々重要となっています。連絡官としてその職務の重要性を認識し両者の連携強化のため微力ながら貢献したいと考え、日々勤務しています。